

## 処 分 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）
処 分 基 準：青森県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 高齢運転者等支援係（電話017-782-0081）
備 考：